

---

## 派遣労働者への離職後の住居提供等に対する助成制度の創設 について要請しています

---

協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣労働者の雇用に影響が生じているため、会員企業とともに、労働者派遣契約の維持・継続に取り組むとともに、それができなかった場合には、新たな就業先の確保や一時的な休業、教育訓練の実施等を行うなどにより、派遣労働者の雇用の維持に努めております。

そうした中で、やむなく雇用を終了せざるを得ない派遣労働者については、社員寮等に入居している場合には、その後の求職活動を支援するため、離職後も引き続き一定期間入居できるよう配慮を行うこととしております。

しかしながら、このような支援を行うに当たっては、派遣事業者にも経済的な負担が生じ、支援に限界が生ずることが懸念されます。

このため、厚生労働省に対し、住居提供等を行う派遣事業者に対する助成制度の創設を働きかけてきましたが、6月19日、要請書「派遣労働者への離職後の住居提供等に対する助成制度の創設について」を提出いたしました ([要請書は、こちら](#))。

リーマンショックの際には、「離職者住居支援給付金」が創設され、派遣労働者等に対して、離職後も引き続き住居を提供する等の支援を行った事業主に給付金が支給されました。この給付金により、派遣事業者は、離職した派遣労働者に引き続き住居を提供することができ、再就職の促進につながりました。

今回の雇用危機においても、離職者住居支援給付金と同様の制度が設けられるよう、協会として、取り組んでまいります。

---

### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362